

給食施設の種類（衛生行政報告例の記入要領より）

学校	<p>幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（学校教育法第1条、第124条及び第134条第1項に規定）</p> <p>学校給食共同調理場（学校給食法第6条に規定）</p> <p>認定こども園（※当該施設が幼稚園である場合。）（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定）</p>
病院	病院（医療法第1条の5第1項に規定）
介護老人保健施設	介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定）
介護医療院	介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定）
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター（老人福祉法第5条の3に規定）
児童福祉施設	<p>助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター（児童福祉法第7条第1項に規定）</p> <p>社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの</p> <p>認定こども園（※当該施設が幼稚園である場合は除く。）（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定）</p>
社会福祉施設	<p>救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設（生活保護法第38条に規定）</p> <p>身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第5条第1項に規定）</p> <p>婦人保護施設（売春防止法第36条に規定）</p> <p>社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの（児童福祉に関するものを除く。）</p>
事業所	事業所又は事務所（労働基準法別表第1に規定）
寄宿舎	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	<p>刑務所、少年刑務所及び拘置所（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定）</p> <p>少年院（少年院法第4条に規定）</p> <p>少年鑑別所（少年鑑別所法第3条に規定）</p>
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む。）に対して継続的に食事を供給している施設